

委員 限 り

資 料 C

平成 27 年度

政治資金監査実務に関する

フォローアップ研修資料

(実務向上研修)



政治資金適正化委員会

(目 次)

1	政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～	1
2	登録政治資金監査人の業務制限について	5
3	平成 25 年分政治資金収支報告の概要	
	(1) 収支報告書の提出状況	10
	(2) 全体の収支の概況	11
4	平成 25 年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要	
	(1) 政治資金監査の結果	13
	(2) 政治資金監査報告書の記載状況等	14
5	政治資金監査について	
	(1) 政治資金監査の実施に当たって	
	<1> 政治資金監査の基本的性格	16
	<2> 登録政治資金監査人の資格	17
	<3> 業務制限	18
	<4> 政治資金監査の実施時期	20
	<5> 政治資金監査の実施場所	21
	<6> 政治資金監査の流れ	22
	(2) 政治資金監査の実施	
	<1> 保存書類の確認	24
	<2> 会計帳簿の記載	34
	<3> 収支報告書の表示	52
	<4> 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載	60
	<5> 会計責任者等に対するヒアリング	68
	(3) 政治資金監査報告書の作成	
	<1> 「あて名」などに関する記載	74
	<2> 「1 監査の概要」に関する記載	76
	<3> 「2 監査の結果」に関する記載	78
	<4> 「3 業務制限」に関する記載	88
	(4) その他の留意事項	90
6	演習問題	
	(1) 政治資金監査について	94
	(2) 政治資金監査報告書について	96
	(3) 演習問題解答	98
7	参考資料	
	(1) 政治資金適正化委員会ホームページ	102
	(2) 政治資金監査チェックリスト	103
	(3) 政治資金監査報告書チェックリスト	109

1 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

(平成26年12月15日開催 平成26年度第5回委員会資料1より)

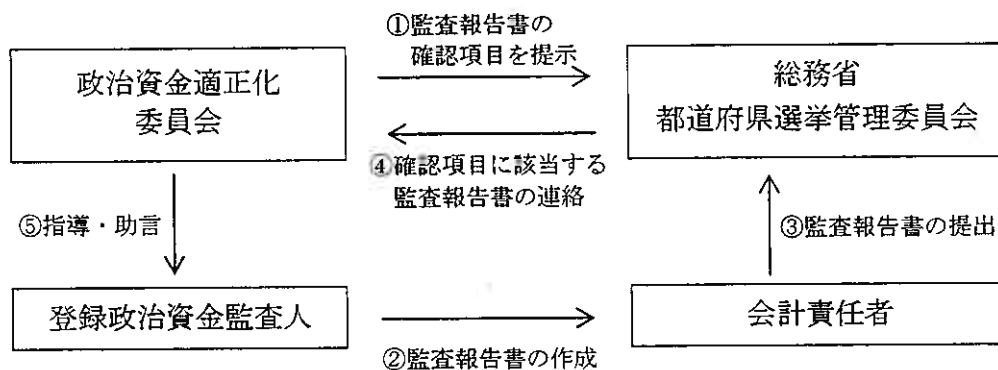
(1) 背景・目的

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されることがないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う次のような枠組みが示された。

- ・ 指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な都道府県選管及び総務省の報告を求めるための確認項目を策定
- ・ 確認項目に該当するもの等について、都道府県選管及び総務省から当委員会に報告を受けた場合に、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接個別の登録政治資金監査人に指導・助言

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



(「取りまとめ」(平成26年3月) P11、12 参照)

上記の枠組みの具体的な内容に関するこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり個別の指導・助言を実施することとする。

この取組の目的は、政治資金監査報告書等の状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図るものである。

なお、この取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものであり、個々の登録政治資金監査人への指導・助言の状

況を公表するものではない。

(2) スケジュール

○実施時期

平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から実施する。

○報告期限

12月上旬とする。なお、期限前の報告も受け付ける。

○個別の指導・助言の時期

都道府県選管及び総務省からの報告後、委員会の審議・決定を経た上でできる限り速やかに実施する。

(3) 個別の指導・助言の方法について

① 指導・助言の対象

確認項目に基づき当委員会に報告されたものについては、全て指導・助言の対象とする。

また、確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言の必要性を委員会において審議し、指導・助言の要否を個別に判断する。

② 指導・助言の手法

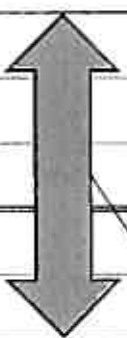
指導・助言は文書によることとし、文面については該当した確認項目に応じたものとする。

また、確認項目以外に関するものについて当委員会に報告された場合には、当該報告内容を踏まえ、指導・助言文書の内容を委員会において審議し、個別に判断する。

③ 関係士業団体との協力

当委員会から登録政治資金監査人への直接の指導・助言に加えて、関係士業団体に連携・協力を依頼することとし、具体的な手法の検討に当たっても士業団体と引き続き調整する。

登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言のスケジュール(概要)

年	月	事項	
H26	1		
	2		
	3	28日・平成25年度第6回委員会 第2期取りまとめ公表(個別の指導・助言を行う枠組みについて検討を行うことが適当)	
	4	14日・平成26年度第1回委員会	
	5		
	6		
	7	1日・平成26年度第2回委員会	
	8		
	9	16日・平成26年度第3回委員会	
	10		
	11	4日・平成26年度第4回委員会	
	12	15日・個別の指導・助言の枠組みについて決定(平成26年度第5回委員会) <下旬>①個別の指導・助言に係る確認項目を提示(都道府県選管等へ通知)	
H27	1	 <div data-bbox="853 1120 1332 1467" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>選管における受付・確認</p> <p>②政治資金監査報告書の作成 (政治資金監査を実施) <1月~5月></p> <p>③政治資金監査報告書の提出 <5月末日期限></p> </div> <div data-bbox="853 1624 1332 1780" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>④確認項目に該当する 政治資金監査報告書の連絡 <12月上旬期限></p> </div> <div data-bbox="869 1937 1284 2038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>⑤個別の指導・助言 <12月下旬以降></p> </div>	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		<末日>要旨公表期限
	12		<下旬以降>委員会(個別の指導・助言に関する審議)
H28	1		
	2		
	3		

政適委第400号
平成26年12月15日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄 男

政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、本年3月にお示した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」に基づき、政治資金監査の質の向上を図るための取組について検討を行ってまいりましたが、今年度の委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言を実施することといたしました。

具体的には、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について当委員会への報告を求め、当該報告に基づき、関係する登録政治資金監査人の皆様に対して個別に指導・助言を行うこととしております。

個別の指導・助言は、平成26年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とするものであり、実施時期については、都道府県選挙管理委員会及び総務省による報告、当委員会における審議等を経ることから、平成26年分の収支報告書（定期分）の要旨の公表期限である平成27年11月末以降としております。

なお、この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起としてお示しするものであります。政治資金監査は法令に基づき適確に行う必要があります。この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）に掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを見直し、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

この内容を含め、政治資金監査に関するご質問等がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なくお問い合わせください。

また、平成27年度フォローアップ研修の日程等は、平成27年3月末までに当委員会ホームページに掲載いたしますので、是非ご参加ください。

総務省政治資金適正化委員会事務局 電話 03-5253-5598（直通） FAX 03-5253-5584

2 登録政治資金監査人の業務制限について

(平成27年3月17日開催 平成26年度第6回委員会資料より)

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」(以下「取りまとめ」という。)において、登録政治資金監査人の業務制限の範囲について今後の方向性が示された。そのうち「制度的対応が必要」とされたものについて、取りまとめで示された方向性をもとに、当委員会で具体的な業務制限の対象とすべき範囲を別紙のとおり検討したので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

取りまとめを踏まえた業務制限の範囲の検討について

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」(以下「取りまとめ」という。)において、登録政治資金監査人の業務制限の範囲について今後の方向性が示された。そのうち「制度的対応が必要」とされたものについて、取りまとめで示された方向性をもとに、委員会で具体的な業務制限の対象とすべき範囲を検討することとする。

1 業務制限に係る現行の規定

登録政治資金監査人の業務制限は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)、政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)、政治資金監査マニュアルにおいて、それぞれ以下のように規定されている。

(1) 政治資金規正法

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 1～4 (略)

- 5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

(2) 政治資金規正法施行規則

(法第十九条の十三第五項の総務省令で定める者)

第十四条の二の三 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者
- 二 役職員又はその配偶者
- 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

また、制度の趣旨を踏まえ、法令で定める業務制限に該当してはならない期間について、政治資金監査マニュアルで以下のとおり規定している。

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。(政治資金監査マニュアルⅡ. 1. (2) 7より)

(3) 政治資金監査マニュアル

法令上の業務制限には該当しないが、制度の趣旨を踏まえれば政治資金監査を行うことは適当ではない場合については、政治資金監査マニュアルで以下のとおり規定している。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類(当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。)について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。(政治資金監査マニュアルⅡ. 1. (2) 7より)

2 取りまとめ

取りまとめでは、政治資金規正法に基づく業務制限の範囲について、政治資金監査制度の趣旨を踏まえ、登録政治資金監査人と政治団体の関係で指摘を受けた事例の状況も見極めながら、政党助成法(平成六年法律第五号)の規定も参考に検討を行ったところであるが、検討に先立ち、以下のような考え方を示している。

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認である(監査証明業務である政党助成法の監査とは異なる)。

このような基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査は、事務所費や光熱水費等の政治資金の使途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたものであることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

(取りまとめ 4 (7) より)

委員会で検討した事例のうち、政治資金監査マニュアルで「**適当ではない**」旨規定している場合の例である、「登録政治資金監査人が、過去1年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合」については、以下のように「**制度的対応が必要である**」との方向性が示されている。

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「**適当ではない**」旨規定しており、実務上も定着している。今後、制度的な対応が必要と考えられる。

(取りまとめ 4 (7) より)

3 取りまとめを踏まえて制度化すべき業務制限の範囲

取りまとめで検討した結果を踏まえ、政治資金監査マニュアルで「**適当ではない**」旨規定している「**自らが作成・徴取した会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行う場合**」を制度化するに当たり、具体的に業務制限の対象とすべき範囲を検討した結果、以下の対応案によるべきであると考える。

対応案

N年分の収支報告書が対象とする期間の開始の日からN年分の収支報告書の提出期限までの範囲で業務制限を課す。

【理由】

取りまとめで示された「過去1年以内」の範囲だけでは、例えば平成N年1月1日から平成N年3月9日までの間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等を辞した者は、平成N+1年3月9日以降ならば政治資金監査を行うことができることとなってしまふ。

このような場合は、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うこととなり、政治資金監査制度の趣旨から適当ではないと考えられる。

なお、取りまとめの議論では政党助成法を参考にしているが、政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）が引用している公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号においても、監査関係期間（監査又は証明をしようとする財務書類に係る会計期間の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間）に本人・配偶者が政党の役員等であった場合を、業務制限の対象としている。

3 平成25年分政治資金収支報告の概要

(1) 収支報告書の提出状況

総務大臣届出分＋都道府県選管届出分

区 分			届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政党等	政 党	平成25年	8,972	8,755	97.6
		平成24年	8,907	8,622	96.8
	政 党 本 部	平成25年	12	12	100.0
		平成24年	13	13	100.0
	政 党 支 部	平成25年	8,960	8,743	97.6
		平成24年	8,894	8,609	96.8
	うち国会議員 関係政治団体	平成25年	1,269	1,246	98.2
		平成24年	1,214	1,179	97.1
	政 治 資 金 団 体	平成25年	4	4	100.0
		平成24年	5	5	100.0
小 計	平成25年	8,976	8,759	97.6	
	平成24年	8,912	8,627	96.8	
その他の政治団体	平成25年	53,858	50,343	93.5	
		55,207	50,452	91.4	
	うち国会議員 関係政治団体	平成25年	2,420	2,309	95.4
		平成24年	2,413	2,311	95.8
合 計	平成25年	62,834	59,102	94.1	
		64,119	59,079	92.1	
	うち国会議員 関係政治団体	平成25年	3,689	3,555	96.4
		平成24年	3,627	3,490	96.2

(注) 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

(2) 全体の収支の概況

① 収入 総務大臣届出分十都道府県選管届出分

(単位:百万円、%)

区分	本収入	党費・会費				寄附			収入の内訳				前年	前年	前年		
		収入	他の団体	政治団体	計	事業収入	借入金	本部支部	その他	収入	借入金	本部支部				その他	
政	25年	158,388	8,372	17,428	6,754	6,573	30,858	35,128	1,734	40,024	31,790	10,481	63,696	222,984			
	24年	163,779	8,300	18,444	7,765	6,245	32,457	35,518	4,727	43,566	31,677	7,535	56,364	220,144			
	25年-24年	-5,392	72	-1,015	-1,010	428	-1,506	-390	-2,993	-3,542	113	2,946	7,332	1,940			
	対前年比	96.7	100.9	94.5	87.0	106.8	95.1	98.9	36.7	91.9	106.4	139.1	113.0	100.9			
政	25年	79,300	5,151	16,629	6,750	4,136	27,519	5,683	1,009	38,120	0	1,818	31,142	110,441			
	24年	83,405	5,135	16,984	7,736	4,885	29,407	4,957	757	42,054	0	1,095	26,942	110,347			
	25年-24年	-4,105	15	-354	-985	-548	-1,888	726	252	-3,433	0	723	4,200	95			
	対前年比	95.1	100.3	97.9	87.3	88.3	93.6	114.6	133.3	90.6	166.0	115.6	100.1				
党	25年	25,287	475	2,760	3,698	3,212	9,671	2,044	693	12,116	0	269	8,904	34,171			
	24年	30,967	556	3,274	4,547	3,941	11,762	1,535	513	16,385	0	217	6,178	37,145			
	25年-24年	-5,700	-80	-514	-849	-729	-2,091	510	180	-4,269	0	51	2,726	-2,974			
	対前年比	81.6	85.5	84.3	81.3	81.5	82.2	133.2	135.2	73.9	123.7	144.1	92.0				
等	25年	2,852	0	120	1,954	490	2,564	0	0	0	0	288	401	3,253			
	24年	2,105	0	121	1,382	302	1,805	0	0	0	0	300	379	2,484			
	25年-24年	747	0	-1	572	188	759	0	0	0	0	-12	22	769			
	対前年比	135.5		98.9	141.4	162.3	142.1					96.0	105.7	130.9			
小	25年	161,240	8,372	17,548	8,708	7,162	33,422	35,128	1,734	40,024	31,790	10,770	64,097	225,337			
	24年	165,884	8,300	18,565	9,146	6,547	34,261	35,518	4,727	43,566	31,677	7,836	56,744	222,628			
	25年-24年	-4,645	72	-1,017	-438	616	-839	-390	-2,993	-3,542	113	2,934	7,353	2,709			
	対前年比	97.2	100.9	94.5	95.2	109.4	97.6	98.9	36.7	91.9	100.4	137.4	113.0	101.2			
その他の政治団体	25年	70,225	14,749	12,697	55	17,685	30,437	18,388	2,539	2,532	81	1,499	64,990	135,216			
	24年	73,045	14,687	12,676	94	18,326	31,296	17,489	4,547	2,885	306	1,855	64,332	137,377			
	25年-24年	-2,819	82	21	-39	-841	-859	899	-2,608	-353	-225	-356	658	-2,161			
	対前年比	96.1	100.6	100.2	58.3	95.5	97.3	105.1	55.8	87.8	26.5	80.8	101.0	98.4			
うち国会議員 関係政治団体	25年	19,728	325	3,146	1	4,581	7,728	9,493	1,708	51	0	426	10,892	30,619			
	24年	21,806	318	3,611	22	5,852	9,485	8,633	2,514	369	0	488	10,430	32,236			
	25年-24年	-2,079	7	-466	21	-1,271	-1,757	859	-808	-318	0	-62	462	-1,617			
	対前年比	90.5	102.2	87.1	6.1	78.3	81.5	110.0	67.9	13.9	87.2	104.4	95.0				
計	25年	231,465	23,121	30,245	8,763	24,348	63,859	53,516	4,273	42,556	31,871	12,269	129,087	360,552			
	24年	238,929	22,965	31,241	9,240	25,873	65,558	53,007	9,274	46,451	31,983	9,990	121,076	360,005			
	25年-24年	-7,464	155	-996	-477	-225	-1,698	509	-5,001	-3,895	-112	2,578	8,012	547			
	対前年比	96.9	100.7	96.8	94.8	99.1	97.4	101.0	46.1	91.6	99.7	126.6	106.6	100.2			
うち国会議員 関係政治団体	25年	44,995	800	5,805	3,700	7,793	17,398	11,537	2,398	12,167	0	695	19,795	64,790			
	24年	52,774	873	6,885	4,569	9,743	21,247	10,188	3,626	16,754	0	705	16,608	69,381			
	25年-24年	-7,779	-73	-980	-869	-2,000	-3,848	1,369	-628	-4,587	0	-11	3,188	-4,591			
	対前年比	85.3	91.6	85.3	81.0	79.6	81.9	113.5	79.3	72.6	98.5	119.2	93.4				

(注) 1 政党署名寄附については、少額のため寄附の内訳には計上していないが、寄附計には含まれている。
2 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

② 支出 総務大臣届出分十都道府県選管届出分

区分	経常経費				政治経費				活動費				費用				計②	うち 本指 交付金	計① + ②
	人件費	燃料費	光熱水費	消耗品費	物品	事務所費	計①	組合費	選挙費	機関紙費	機関紙記の発行	その他の事業費	調査研究費	交際費	附金の経費	その他			
政党支部	25年	28,880	815	3,804	13,938	47,437	14,216	7,664	16,522	1,215	566	40,336	1,523	43,796	5,867	113,402	40,344	160,840	
	24年	28,582	756	3,593	13,425	46,356	13,363	13,208	6,549	1,058	581	30,579	1,571	47,492	3,666	109,878	43,845	156,235	
	25年-24年	298	59	211	513	1,081	853	-5,543	9,773	157	-15	9,768	-48	-3,696	2,201	3,524	-3,501	4,605	
	対前年比	101.0	107.8	105.9	103.8	102.3	106.4	58.0	252.3	114.8	97.5	131.9	96.9	92.2	160.0	103.2	92.0	92.0	102.9
うち 政 党 支 部	25年	20,713	703	3,498	8,978	33,891	10,831	3,721	6,059	1,215	555	9,027	422	20,342	1,185	45,528	14,461	79,419	
	24年	20,561	647	3,269	8,154	32,630	9,815	5,963	5,562	1,042	573	8,405	465	20,307	1,508	46,462	13,597	79,093	
	25年-24年	152	57	229	824	1,261	1,016	-2,242	497	172	-18	622	-43	36	-323	935	864	326	
	対前年比	100.7	108.8	107.0	110.1	103.9	110.3	62.4	97.6	108.9	116.5	96.9	107.4	90.8	100.2	78.6	98.0	106.4	100.4
うち 国 会 議 員 選 管 区 域 政 治 団 体	25年	7,868	251	2,086	4,087	14,271	2,770	1,188	2,574	452	121	3,942	124	3,541	586	12,151	1,209	28,422	
	24年	7,658	221	1,917	3,709	13,506	2,351	2,925	2,756	376	124	4,140	148	4,010	747	14,320	977	27,825	
	25年-24年	209	30	169	357	765	419	-1,737	-88	-182	76	-3	-198	-24	-469	-160	233	-1,404	
	対前年比	102.7	113.3	108.8	109.6	105.7	117.8	40.6	93.4	120.3	97.3	97.3	95.2	83.8	88.3	78.5	84.9	123.8	95.0
政治資金団体	25年	360	4	4	140	508	67	0	3	0	0	3	0	2,357	5	2,431	0	2,939	
	24年	339	4	5	140	488	77	0	3	0	0	3	0	1,510	5	1,595	0	2,083	
	25年-24年	22	0	-2	0	20	-10	0	0	0	0	0	0	847	0	836	0	856	
	対前年比	106.3	105.3	66.8	99.8	104.0	87.2	0	86.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141.1
小計	25年	29,241	819	3,808	14,078	47,945	14,283	7,664	16,524	1,215	566	40,339	1,523	46,152	5,872	115,833	40,344	163,779	
	24年	28,921	760	3,599	13,565	46,845	13,440	13,208	6,552	1,058	582	30,582	1,571	49,002	3,671	111,473	43,845	158,318	
	25年-24年	320	59	209	513	1,101	843	-5,543	9,972	157	-15	9,757	-48	-2,850	2,201	4,360	-3,501	5,461	
	対前年比	101.1	107.8	105.8	103.8	102.3	106.3	58.0	252.2	114.8	97.4	97.4	96.9	94.2	100.0	103.9	92.0	103.4	
その他の政治団体	25年	9,325	534	2,870	7,207	19,935	14,557	1,785	3,254	3,225	2,905	11,675	829	19,551	1,915	50,312	2,461	70,248	
	24年	9,617	503	2,748	6,872	19,740	13,309	2,636	3,326	2,957	3,087	11,421	784	19,561	4,480	52,192	2,761	71,932	
	25年-24年	-293	31	122	335	196	1,248	-851	-72	268	-181	254	45	-10	-2,565	-1,880	-299	-1,683	
	対前年比	97.0	106.2	104.5	104.9	101.0	104.4	67.7	111.7	97.8	109.1	94.1	102.2	105.8	99.9	96.4	89.2	97.7	
うち 国 会 議 員 選 管 区 域 政 治 団 体	25年	3,231	110	995	2,219	6,555	2,812	815	1,146	1,762	856	4,085	148	3,904	793	12,357	182	18,912	
	24年	3,429	103	992	2,212	6,736	2,587	644	1,634	1,561	1,028	4,530	136	4,500	1,325	13,721	146	20,457	
	25年-24年	-198	7	3	7	-181	225	-29	-487	200	-173	-445	12	-596	-532	-1,365	36	-1,545	
	対前年比	94.2	107.0	100.3	100.3	97.3	108.7	95.5	104.7	70.2	112.8	83.2	90.2	108.6	86.8	90.1	124.6	92.4	
合計	25年	38,566	1,353	6,678	21,285	67,881	28,840	9,449	19,779	4,440	3,472	52,014	2,352	65,704	7,787	166,146	42,806	234,027	
	24年	38,539	1,263	6,346	20,437	66,584	26,749	15,844	9,878	4,015	3,669	42,003	2,355	68,563	8,151	163,665	46,606	230,250	
	25年-24年	27	90	331	848	1,297	2,091	-6,395	-117	9,900	424	-197	-3	-2,860	-364	2,481	-3,800	3,777	
	対前年比	100.1	107.1	105.2	104.2	101.9	107.8	59.6	99.5	200.2	110.6	94.6	123.8	99.9	95.8	101.5	91.8	101.6	
うち 国 会 議 員 選 管 区 域 政 治 団 体	25年	11,099	361	3,081	6,285	20,826	5,582	1,803	3,720	2,213	976	8,027	272	7,445	1,380	24,508	1,392	45,334	
	24年	11,088	324	2,909	5,921	20,242	4,938	3,569	3,390	1,937	1,152	8,670	284	8,509	2,071	28,041	1,123	48,283	
	25年-24年	11	37	172	364	584	644	-1,766	-669	276	-176	-643	-12	-1,064	-692	-3,533	269	-2,949	
	対前年比	100.1	111.3	105.9	106.2	102.9	113.0	50.5	93.8	84.8	114.3	84.7	92.6	95.7	87.5	87.4	123.9	93.9	

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

4 平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要

(1) 政治資金監査の結果

- 平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書では、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が引き続き増加（H24年分 96.5% → H25年分 97.1%）しており、国会議員関係政治団体の関係書類等の徴収・作成・保存義務の履行について引き続き改善の傾向。
- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

区 分	H23年分	H24年分	H25年分	増減(対H24)
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	96.1%	96.5%	97.1%	+ 0.6ポイント
(2) 不備を指摘したもの	3.9%	3.5%	2.8%	▲ 0.7ポイント
イ 会計帳簿に記載不備があったもの	0.9%	1.0%	0.6%	▲ 0.4ポイント
ロ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	2.9%	2.3%	2.2%	▲ 0.1ポイント
ハ イ及びロが複合したもの	0.1%	0.2%	0.0%	▲ 0.2ポイント

※「会計帳簿に記載不備があったもの」とは・・・

- ▶ 会計帳簿の必要記載事項（①支出を受けた者の氏名、②住所、③支出の目的、④金額、⑤年月日）について、記載漏れ等の記載不備があったもの

※「会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」とは・・・

- ▶ 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費を除く）があったもの
- ▶ 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費があったもの

(2) 政治資金監査報告書の記載状況等

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱したものの指摘があったところ。
- また、都道府県選挙管理委員会から「登録政治資金監査人に対する研修の充実」や「個別の登録政治資金監査人に対する指導の徹底」などの意見が寄せられているところ。
- そのため、以下に掲げる取組を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。

① 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施

- ・ 平成26年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選挙管理委員会及び総務省からの報告について、委員会で審議・決定の上、平成27年12月下旬以降、委員会から直接、登録政治資金監査人に対して、個別の指導・助言を実施

② フォローアップ研修の充実

- ・ 政治資金監査の方法について、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類などを用いて解説を行うとともに、政治資金監査報告書の記載方法について具体的な誤り事例等を紹介しながら解説

③ フォローアップ研修への積極的な参加の促進など

- ・ より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、日程・場所など参加者の便宜を図りつつ、引き続き全国各地で開催
- ・ 日中に参加できない登録政治資金監査人のために夜間開催を継続するとともに、年度前半の研修に参加者が集中する状況を改善するため、年度当初に通年開催計画を公表
- ・ 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底

④ 関係士業団体との連携

- ・ フォローアップ研修への参加の促進のため、政治資金監査の関係士業団体に協力を要請するとともに、当該関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用するなど、関係士業団体と連携
また、当委員会の研修への参加を関係士業団体の研修制度において研修受講時間として算入する取扱いの拡大・周知について調整
- ・ 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施に当たっては、関係士業団体とも連携

⑤ 「政治資金監査に関するQ&A」の充実

- ・ Q&Aを追加・改定した場合は、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、速やかに周知徹底

⑥ 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- ・ 既に多数の登録政治資金監査人に活用されている（活用した83.5%、今後活用していきたい97.3%（平成24年度登録政治資金監査人アンケート））ものの、一部の登録政治資金監査人に活用されていないため、引き続き、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、積極的活用を促進

5 政治資金監査について

(1) 政治資金監査の実施に当たって

〈1〉 政治資金監査の基本的性格（政治資金監査マニュアル（以下「マニュアル」と言う。） I.3）

- 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。
- 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。
- 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。
- 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づき行われるものである。

（政治資金監査の範囲）

現行の政治資金監査は、

- ① 外部性を有する第三者が、
- ② 会計帳簿及び収支報告書に計上されたすべての支出と領収書等を突合し、
- ③ これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、
- ④ 収入はその対象としていない。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、各政党間における協議の結果、現行制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

－政治資金監査に関するQ & A－

I-4 支出の発見

Q 登録政治資金監査人は、会計帳簿や収支報告書に記載されておらず、さらに領収書等その他の保存対象書類も存在しないような外形的に確認できない支出についても、その支出を発見しなければならないのか。

A お尋ねの場合の支出は、外形的に確認できませんので、政治資金監査において発見することまでは求められていません。

I-5 使途の妥当性の判断

Q 政治資金監査の結果、政治団体に係る支出とは判断できない支出が分類されている場合、どのように対処すればよいのか。外形的・定型的監査にとどまらず、使途の妥当性についても登録政治資金監査人が判断するべきではないか。

A 政治資金監査は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。

<2> 登録政治資金監査人の資格（マニュアルⅡ.1.(1)）

弁護士、公認会計士及び税理士は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所等の事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる（政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の18第1項）

登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければ政治資金監査を行うことができない（法第19条の13第1項・第19条の27第1項）。

〈3〉 業務制限（マニュアルⅡ.1.(2)）

登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項、施行規則第17条）。

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ・ 2号団体にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。

なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。

－政治資金監査に関するQ & A－

Ⅱ-1 会計責任者の職務代行者であった者による政治資金監査

Q 年の途中まで国会議員関係政治団体の「会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者」であった者が、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行うことができるのか。

A 政治資金監査は、外部性を有する第三者により行われるものであり、国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者は、当該国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことができないこととされています。

お尋ねの場合は、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類に自ら政治資金監査を行うことになりかねませんので、制度の趣旨を踏まえれば、適当ではありません。

II-4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査

Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者が公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。ただし、政治資金監査の対象となる収支報告書に係る年に当該候補者の出納責任者であった者については、当該国会議員関係政治団体と密接に連携して活動している場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

II-7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査

Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者が国会議員に係る公職の候補者の確定申告について受託していることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。ただし、当該候補者の確定申告を行っている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

→政治資金規正法上の業務制限に該当しません。ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。

II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

II-8 政治団体の会員による政治資金監査

→政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。

〈4〉 政治資金監査の実施時期（マニュアルⅢ.2）

法第19条の10による読替後の法第12条において、政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項等を記載した報告書（収支報告書）を、その日の翌日（1月1日）から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、6月以内）に、法第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないこととされている。

法第19条の13第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならないこととされており、従って、政治資金監査も当該収支報告書の提出までの間に実施されなければならない。

また、法第19条の10による読替後の法第17条において政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その日から60日以内に第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入報告書を提出しなければならないこととされている。

〈5〉 政治資金監査の実施場所（マニュアルⅣ. 2. 3）

政治資金監査は、その適正さを確保するため、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととされている。国会議員関係政治団体の主たる事務所とは、法第6条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届出があったものである。

これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の用途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

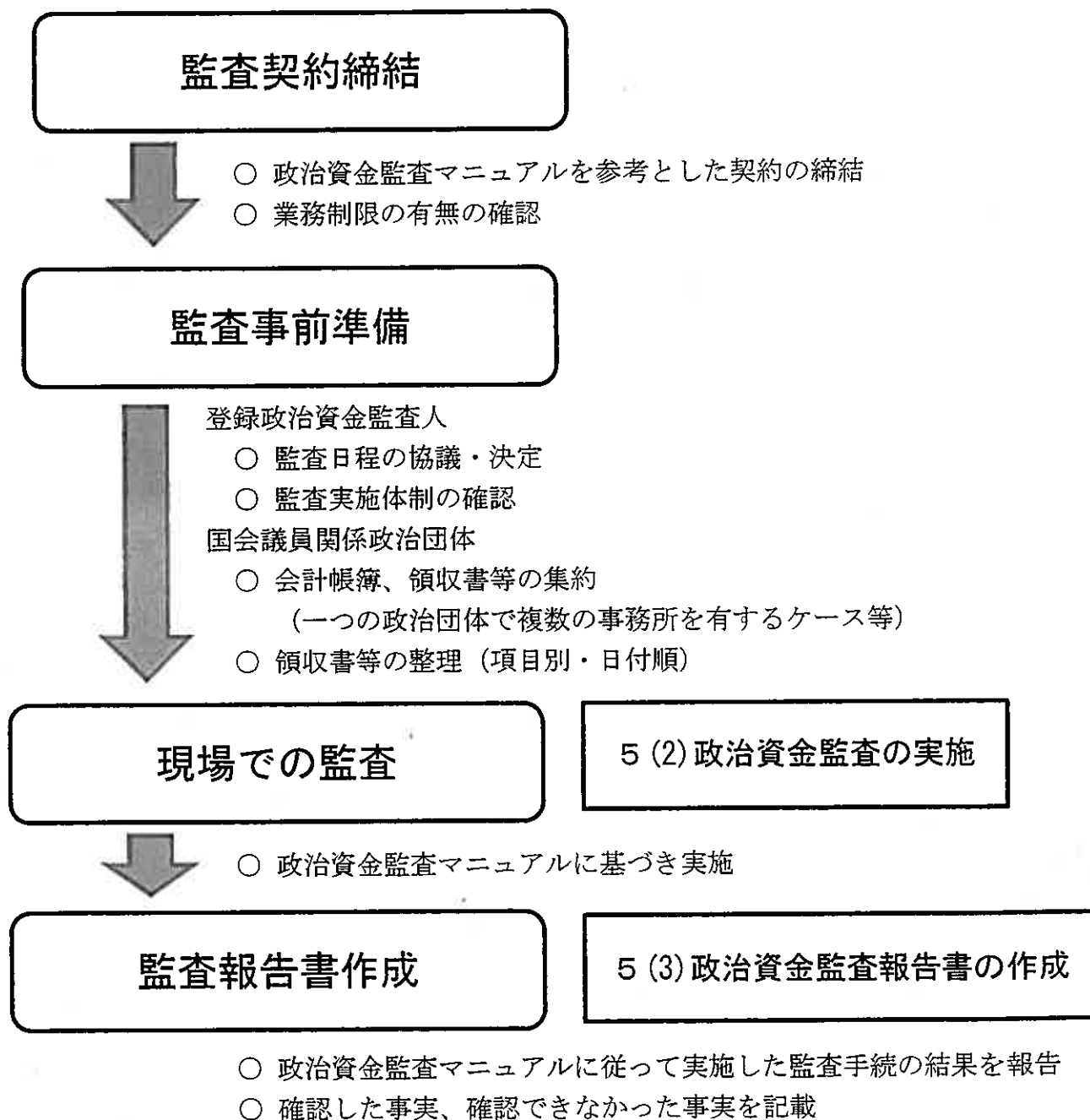
なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

やむを得ない事情により、政治資金監査を主たる事務所以外で実施した場合は、政治資金監査報告書に具体的な場所と住所及びその理由を記載することとされている（77頁⑩参照）。

〈6〉 政治資金監査の流れ

政治資金監査は概ね以下の流れに沿って実施される。



○ 政治資金監査（現場での監査）の具体的な方法等

政治資金監査は、政治資金規正法に基づき政治資金適正化委員会が定める政治資金監査マニュアルに基づいて行われる。

具体的な監査の方法等は以下のとおり。

書面審査

- 監査の実施場所 原則として政治団体の主たる事務所
- 監査事項
 - ① 保存書類の確認
 - ・ 一覧表と保存書類との突合
 - ② 会計帳簿の記載 ※すべての支出を調査
 - ・ 記載事項の確認
(支出を受けた者の氏名及び住所、支出の目的、金額、年月日)
 - ・ 領収書等の記載事項の確認 (支出の目的、金額、年月日)
 - ・ 会計帳簿と領収書等との整合性の確認 等
 - ③ 収支報告書の表示
 - ・ 記載事項の確認
(支出総額、支出項目別の金額、人件費以外の支出を受けた者の氏名及び住所、支出の目的、金額、年月日)
 - ・ 会計帳簿との整合性 (人件費以外1件1万円超)
 - ・ 検算
 - ④ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載
 - ・ 記載事項の点検

確認事項の発見・抽出

会計責任者等に対するヒアリング

- 書面監査における確認事項についてヒアリング
 - (例) 会計処理方法の確認、経常経費、政治団体に対する支出、公選法関係など

政治資金監査の方法及び政治資金監査報告書の作成については「5 政治資金監査について」において「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」に沿って解説する。

(2) 政治資金監査の実施

〈1〉 保存書類の確認

法第19条の13第2項第1号に掲げる事項に係る監査

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

○ 保存対象書類の一覧表と保存対象書類との照合

保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合する。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられる（マニュアルV.1.1）。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

保存対象書類の一覧表の例は、右の例のとおりであるが、実際には作成又は使用した書類が記載されることとなる。

なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意（マニュアルV.1.2）。

(保存対象書類の一覧表の例)

保存対象書類一覧表

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 2冊 (①1月～6月分 ②6月～12月分)
※補助簿・日計表を含む。
- ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書 1通

平成×年×月×日
〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)
会計責任者 〇〇 〇〇

※上記保存対象書類一覧表は研修用に事務局が作成したものです。

① 【会計帳簿の保存】

会計帳簿の現物が保存されているか。

法第9条第1項において、会計責任者に会計帳簿を備え、支出に関して支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載する義務が課せられている。

会計帳簿は「収入簿」「支出簿」「運用簿」からなり、様式は、政治資金規正法施行規則（以下「規則」という。）別記第13号様式に規定されている（右は「支出簿」）。

② 【明細書の保存】

明細書の現物が保存されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

これは、当該政治団体から直接支出されたものでなくとも、当該支出が政治団体の代表者若しくは会計責任者と支出者の相互間に当該政治団体のために支出がされることについて意思の連絡があることから、会計帳簿や支出簿の記載上当該政治団体の支出として取り扱うものである。

なお、明細書の様式は任意であるため右に一例を示す。

① 会計帳簿の保存
(第13号様式)

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1何々				
	2何々				
	合計				
(2) 光熱水費	1何々				
	2何々				
	合計				
⋮	⋮				
	総計				

※上記会計帳簿は研修用に事務局が作成したものです。

② 明細書の保存
(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が提出する明細書の例)

〇〇〇〇 様

明細書

支出を受けた者の		支出の金額	支出年月日	支出の目的
氏名	住所			

××××(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者)

※上記明細書は研修用に事務局が作成したものです。

③ 【領収書等の保存】

領収書等の現物が保存されているか。

国会議員関係政治団体に係る支出の手続きとして、法第11条第1項において、政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならないこととされている。

ただし、これを徴し難い事情があるとき※は、この限りでない。

※ 領収書等を徴し難い事情があるときの取扱いについては30頁④参照。

領収書等の様式は発行者によってまちまちであるが、①当該支出の目的②支出金額③支出年月日の3項目は法定記載事項とされている。

また、法第11条第2項において、法第10条第1項により政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、法第11条第1項で徴することとされている領収書等（振込みの方法により支出したときあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書※」という。))を直ちに会計責任者に送付しなければならないこととされている。

※ 振込明細書の取扱いについては32頁⑤⑥を参照。

右は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした場合の領収書等の例であるが、会計責任者が支出した場合と異なり、あて名は「政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者」となっている。

注 本文中、国会議員関係政治団体に係る法第11条に関する記載は、法第19条の9により「1件5万円以上のすべての支出」を「すべての支出」と、「1件5万円以上の支出」を「支出」と読み替えたものとしている。

③ 領収書等の保存
(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇 様	
金 <u>〇〇,〇〇〇円</u>	
但し〇〇代として	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇県〇〇市〇〇
	(株)△△△△

※上記領収書は研修用に事務局が作成したものです。

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)
法第10条第1項により支出を行った場合

領収書	
	平成〇年〇月〇日
××××(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者)殿	
金 <u>〇〇,〇〇〇円</u>	
但し〇〇代として	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇県〇〇市〇〇
	(株)△△△△

※上記領収書は研修用に事務局が作成したものです。

★ 円滑な政治資金監査の実施のため、領収書等について、支出項目別・年月日順に分類・整理して編さんするなど、会計責任者に助言することが適当。

④ 【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】

領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。

法第19条の11第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成しなければならないこととされている。

領収書等を徴し難かった支出の明細書の法定記載事項は法第12条第2項により①領収書等を徴し難い事情②支出の目的③支出金額④支出年月日とされており、様式は規則別記第15号様式に規定されている。

「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられる（マニュアルV.4.(2)31）。

- ・ 香典・祝儀
- ・ 物品の無償提供などの金銭以外の支出
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
- ・ 振込みの方法による支出※
- ・ 口座振替の利用

※ 振込みの方法による支出について振込明細書がある場合の取扱いは32頁⑤参照。

登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えない。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会する（マニュアルV.4.(2)32）。

「領収書等を徴し難かった支出の明細書」はあくまで事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合に会計責任者が作成するものであり、領収書等の徴収漏れや紛失は「領収書等を徴し難い事情」に当たらず、これらの場合は後述の「領収書等亡失等一覧表」を作成する必要がある。

④ 領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存
(第15号様式)

支出の項目		金額	年月日	領収書を徴し 難かった事情
項目	摘要			

政治団体の名称
会計責任者の氏名 ㊟

※上記領収書等を徴し難かった支出の明細書は研修用に事務局が作成したものです。

⑤ 【振込明細書の保存】

振込明細書の現物が保存されているか。

⑥ 【振込明細書に係る支出目的書の保存】

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。

④で説明したとおり、経費の支出が振込みによる場合は「領収書等を徴し難い事情」に該当するが、振込明細書がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。

なお、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は又は会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合は振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。

一般に振込明細書には支出目的が記載されていないため、支出の目的は、別様で作成した振込明細書に係る支出目的書により確認することとなる。

振込明細書に係る支出目的書の様式は規則別記第16号様式に規定されている。

⑤ 振込明細書の保存
 (銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
手数料	残高		
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 XXXX様			
○○○○様から			
AA銀行			

※上記振込明細書は研修用に事務局が作成したものです。

⑥ 振込明細書に係る支出目的書の保存
 (第16号様式)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
政治団体の名称 ○○○○	

※上記振込明細書に係る支出目的書は研修用に事務局が作成したものです。

〈2〉 会計帳簿の記載

法第19条の13第2項第2号に掲げる事項に係る監査

会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

⑦ 【領収書等の記載事項】

領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。

法第11条第1項において、領収書等には、①当該支出の目的 ②支出金額 ③支出年月日が法定の記載事項とされている。

⑧ 【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。

法第12条第2項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものについて収支報告書に併せて領収書等を提出しなければならないこととされている。この、1件当たりの金額が1万円を超えるものに係る領収書等（以下「高額領収書」という。）についてはあて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているか確認することとされている。

あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言する（マニュアルV.2.(3)11）。

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求める（マニュアルV.2.(3)13）。

通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約することができない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものである（マニュアルV.2.(3)14）。

あて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されている場合

→70頁③参照

★ 政治資金監査においては、会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認する（マニュアルV.2.3）。

- ⑦ 領収書等の記載事項
- ⑧ 高額領収書等のあて名
（支払いを受けた者が発行する領収書の例）

領収書	
平成〇年〇月〇日	
〇〇〇〇 様	
金 〇〇, 〇〇〇円	
但し〇〇代として	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇県〇〇市〇〇	
(株)〇〇〇〇	

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ 上記の例のほか、国税領収書、自動車税納税証明書兼領収証書、振込手数料の領収書としての振込明細書（62頁⑳参照）、コンビニやスーパーの発行するレシートなど、①当該支出の目的 ②支出金額 ③支出年月日が記載されているものは領収書に該当するものである。

○ 高額領収書等のあて名の確認の必要性について

法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば、法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できないこと等から、高額領収書等のあて名についても併せて確認することとする。

高額領収書等のうち、以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する（マニュアルV.2.(3)15）。

（例）

- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
- ・ 同一の発行者で、数種類の様式の領収書等がある場合
- ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
- ・ 氏名・名称や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧（発行企業名が不正確なもの、番地まで記載されていないもの等）である場合

ヒアリングの結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められない名称が高額領収書等のあて名に記載されていると判断された場合は、その旨政治資金監査報告書において記載することとなる（84頁⑰参照）。

★ 平成19年の法改正の契機となった、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、政治資金監査においては、領収書等を含め、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の現物を確認することとしたものである。

(別記)

(1) (2) 略

(3) ○○○○ (国会議員関係政治団体名) に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

○○○○○○

⑨ 【会計帳簿の記載事項】

会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第9条第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに①支出を受けた者の氏名 ②住所 ③支出の目的 ④支出金額 ⑤支出年月日を記載しなければならないこととされており、様式は規則別記第13号様式に規定されている（右は「支出簿」の記載例）。

⑩ 【明細書の記載事項】

明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

様式は特に規定されていない（右は一例）。

⑨ 会計帳簿の記載事項
(第13号様式)

2 支出簿		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考	
項目	摘要					
1 経常経費 (1) 人件費	給料	100,000	H〇.1.18	A野太郎	東京都〇〇区…	
	通勤手当	5,000	H〇.1.18	//	東京都〇〇区…	
	健康保険料等	15,000	H〇.1.25	〇〇社会保険事務所	東京都〇〇区…	
	(2) 光熱水費	ガス代	5,000	H〇.1.25	〇〇ガス会社	東京都〇〇区…
		電気代	3,000	H〇.1.30	〇〇電力(株)	東京都〇〇区…
		水道料	2,000	H〇.1.30	〇〇水道局	東京都〇〇区…

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑩ 明細書の記載事項
(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が提出する明細書の例)

〇〇〇〇 様

明細書

支出を受けた者の		支出の金額	支出年月日	支出の目的
氏名	住所			
〇〇郵便局	千葉県…	1,500	平成〇年〇月〇日	切手代

××××(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者)

※上記明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑪ 【会計帳簿と明細書との突合】

明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。

(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が提出する明細書の例)

〇〇〇〇 様				
明細書				
支出を受けた者の		支出の金額	支出年月日	支出の目的
氏名	住所			
〇〇郵便局	千葉県…	1,500	平成〇年〇月〇日	切手代
××××(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者)				

※上記明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

なお、明細書に係る支出の領収書等(28頁③参照)についても、⑫において会計帳簿と突合を行うものである。

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
平成〇年〇月〇日	
××××(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者) 殿	
金 1,500円	
但し切手代として	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
千葉県…	
〇〇郵便局	

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑫ 【会計帳簿と領収書等との突合】

必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
平成〇年〇月〇日	
〇〇〇〇 様	
金 200,000円	
但しロッカー代として	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
埼玉県〇〇市〇〇	
〇〇事務機構	

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- ⑪ 会計帳簿と明細書との突合
- ⑫ 会計帳簿と領収書等との突合

(第13号様式)

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
2 政治活動費	⋮				
(3) 備品・消耗品費	⋮				
	ロッカー代	200,000	平成〇年〇月〇日	〇〇事務機株	埼玉県…
(4) 事務所費	⋮				
	切手購入費	1,500	平成〇年〇月〇日	〇〇郵便局	千葉県…
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

○ 支出を受けた者の住所の会計帳簿上の記載が、監査により確認できない場合において記載不備と扱わない事例

会計帳簿の備考欄に記載すべき住所について、政治団体の会計責任者は、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められている。

しかしながら、以下の事例においては、支出を受けた者の住所の会計帳簿上の記載が、監査により確認できない場合においても記載不備と扱わないものとする（マニュアルV.2. (4)20）。

事例1 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合で、当該別添の書面（支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等）により住所を確認できた場合

→記載不備とは扱わないが、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記するよう指導する。

事例2 支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、当該主たる事務所の所在地の判断が困難である場合

→当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

事例3 コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合

→住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載

(第13号様式)

2 支出簿

	支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
	項目	摘要				
	1 経常経費					
	⋮	⋮				
事例1	(2) 光熱水費	ガス料金	8,095	H26/5/24	◇◇ガス	住所は別添に記載
	⋮	⋮				
事例2	(3) 備品・消耗品費	事務用品代	1,080	H26/11/30	◇◇ストア	〇〇市◇◇3-5-6
	⋮	⋮				
	2 政治活動費					
事例3	(1) 組織活動費	コインパーキング 駐車代	1,200	H26/6/20	◇◇パーキング	〇〇市以下不明
		タクシー代	1,680	H26/10/21	◇◇タクシー	住所不明 (個人タクシーのため)
	⋮	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑬ 【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】

必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。

また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。

支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認する（マニュアルV.2.(4)18）。

右の例1は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書では確認できない場合（支出の目的が記載されていない）で、発行者情報（〇〇書店）によって当該会計帳簿の記載（支出の目的：書籍代）により整合的である旨確認ができた例。

右の例2は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書では確認できない場合で、当該領収書等に係る請求書によって整合的である旨確認ができた例。

必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出の内容を示す書類には、当該領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面がある。

これらの書面は、支出を証していないことから、法の規定上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と併せて、支出の状況について確認することができる。

必要記載事項の記載不備がある領収書等について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきであること。

また、領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして、保存し、写しを提出することとしても差し支えないものであること。

会計帳簿の記載事項と領収書等に係る請求書等の記載事項が整合的でない場合
→48頁⑮参照

⑬ 会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合

○例1 発行者情報から推認できる領収書
(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
	平成○年○月○日
○○○○ 様	
金 3,000円	
但し	
	〒○○○-○○○○
	埼玉県○○市○○
	○○書店

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

○例2 記載不備のある領収書
(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
	平成○年○月○日
○○○○ 様	
金 200,000円	
但し	
	〒○○○-○○○○
	埼玉県○○市○○
	○○事務機機

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(支払いを受けた者が発行する請求書の例)

請求書	
	平成○年○月○日
○○○○ 様	
金 200,000円	
但し ロッカー代として	
	〒○○○-○○○○
	埼玉県○○市○○
	○○事務機機

※上記請求書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑭ 【人件費】

領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。

人件費についても、会計帳簿と領収書等との突合又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認するものであるが、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認する（マニュアルV.2.(4)19）（右は賃金台帳の記載例の一例）。

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる（84頁⑯参照）。

人件費を確認できる書類が存在しない場合
→70頁⑳参照

⑮ 【領収書等亡失等一覧表の記載事項】

人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

- ・ 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出
- ・ 必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、⑬による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない（マニュアルV.2.(2)9）。

領収書等又は振込明細書の亡失等や記載不備により会計帳簿の記載と不整合がある場合

→70頁⑳参照

⑯ 【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】

領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

（政治資金監査報告書記載例 別添様式）

支出の項目		金額	年月日	備考
項目	摘要			
1 経常経費	⋮	12,000	平成〇年1月16日	××書店・東京都〇〇区…
(3) 備品・消耗品費	書籍代 ⋮			

※上記領収書等亡失等一覧表の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑮ 領収書等亡失等一覧表の記載事項
 (政治資金監査報告書記載例 別添様式)

支出の項目		金額	年月日	備考
項目	摘要			
1 経常経費	：			
(3) 備品・消耗品費	書籍代	12,000	平成〇年1月16日	××書店・東京都〇〇区…
	：			

※上記領収書等亡失等一覧表の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑯ 領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合
 (第13号様式)

2 支出簿		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	給料	100,000	HO.1.18	A野太郎	東京都〇〇区…
	通勤手当	5,000	HO.1.18	//	東京都〇〇区…
	健康保険料等	15,000	HO.1.25	〇〇社会保険事務所	東京都〇〇区…
	給料	52,000	HO.1.18	B崎花子	埼玉県〇〇市…
(3) 備品・消耗品費	書籍代	12,000	HO.1.16	××書店	東京都〇〇区…
	ロッカー代	3,000	HO.1.20	〇〇事務器機	東京都〇〇区…
	書籍代	5,000	HO.1.28	〇〇書店	千葉県〇〇市…

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑰ 【会計帳簿を備えていること】

会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。

⑱ 【事務所】

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。

認められる場合→72頁㉔参照

⑲ 【他の政治団体に対する支出】

他の政治団体に対する支出はあるか。

他の団体に対する支出がある場合→72頁㉕参照

㉔ 【寄附等】

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。

花輪等の支出がある場合→72頁㉖参照

⑰ 会計帳簿を備えていること

- ★ 国会議員政治団体の会計責任者は、法第9条第1項により会計帳簿の備付け及び記載の義務を負っている。

⑱ 事務所

- ★ 当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのように按分しているかを会計責任者等に確認

⑲ 他の政治団体に対する支出

- ★ 他の政治団体に対する支出がある場合、当該支出を受けた政治団体における会計処理について確認

⑳ 寄附等

- ★ 公職選挙法に抵触する支出が含まれていないか確認

〈3〉 収支報告書の表示

法第19条の13第2項第3号に掲げる事項に係る監査

法第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

② 【収支報告書の記載事項】

収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認する（マニュアルV.3.24）。

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出について、

ア 総額

イ 支出項目別の金額

ウ 人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、

ア) 支出を受けた者の氏名

イ) 支出を受けた者の住所

ウ) 支出の目的

エ) 支出金額

オ) 支出年月日

をいう。

アの総額は様式（その2）、イの支出項目別金額は様式（その13）、ウの人件費以外の経費の支出の明細は様式（その14）から様式（その16）に、それぞれ対応している。

★ 収支報告書の様式は、規則別記第14号様式に規定されており、そのうち支出に係るものは以下のとおりとなっている。

- ・ 様式(その2) 収支の状況の「1 収支の総括表」の「支出総額」欄
- ・ 様式(その13) (1) 支出の総括表
- ・ 様式(その14) (2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳
- ・ 様式(その15) (3) 政治活動費の内訳
- ・ 様式(その16) (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

② 収支報告書の記載事項
(第14号様式)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	13,000,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	13,000,000
支 出 総 額	12,239,980
翌年への繰越額	760,020

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数(党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	13,000,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	13,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	13,000,000	

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,000,000		
(2) 光 熱 水 費	120,000		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	119,980		
(4) 事 務 所 費	800,000		
小 計	3,039,980	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2,000,000		
(2) 遊 華 関 係 費	1,200,000		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 其 他 の 事 業 費	4,700,000	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,000,000		
イ 宣 伝 事 業 費	500,000		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	3,000,000		
エ 其 他 の 事 業 費	200,000		
(4) 調 査 研 究 費	100,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	200,000	200,000	
(6) 其 他 の 経 費	1,000,000		
小 計	9,200,000	200,000	
合 計	12,239,980		

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
文房具類	53,000	H26.1.1	△△文具	千葉市○○区…	
ロッカー	65,000	H26.2.1	××事務器	東京都○○区…	
その他の支出	1,980				
合 計	119,980				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1. 組織活動費	
				組織対策費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
パンフレット印刷代	920,000	H26/2/1	△△印刷株式会社	東京都〇〇区…	
その他の支出	80,000				
合計	1,000,000				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
寄附・交付金	100,000	H26.3.31	甲乙会甲支部	名古屋市〇〇区…	
寄附・交付金	100,000	H26.6.30	甲乙会乙支部	大阪市〇〇区…	
合計	200,000				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

② 【収支報告書と会計帳簿との突合】

領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。))が漏れなく転記されているか。

(第13号様式)

2 支出簿

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
2 政治活動費	⋮				
(3) 備品・消耗品費					
	文房具類	53,000	H26/1/1	△△文具	千葉市〇〇区…
	ロッカー	65,000	H26/2/1	××事務器	東京都〇〇区…
	書籍	1,200	H26/3/1	〇〇書店	千葉市〇〇区…
	書籍	780	H26/4/1	〇〇書店	千葉市〇〇区…
	合計	119,980			

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

会計帳簿には人件費を含めすべての支出に係る明細が記載されているが、収支報告書に明細を記載すべき事項は人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものに限られている。

従って、1件当たりの金額が1万円以下のものについては右記載例のように「その他の支出」としてまとめて記載される。

② 収支報告書と会計帳簿との突合

(第14号様式)

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
文房具類	53,000	H26/1/1	△△文具	千葉県○○区…	
ロッカー	65,000	H26/2/1	××事務器	東京都○○区…	
その他の支出	1,980				
合計	119,980				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑳ 【収支報告書の検算】

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認する（マニュアルV.3.26）。

ア 様式（その14）から様式（その16）について、項目ごとの合計を検算により確認

イ 様式（その14）から様式（その16）の項目ごとの合計が様式（その13）に転記されているか確認するとともに様式（その13）中の小計、合計を検算により確認

ウ 様式（その13）の合計が様式（その2）の「支出総額」欄に転記されているか確認

（第14号様式）

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （又は名称）	支出を受けた者の住所 （又は所在地）	備考
文房具類	53,000	H26/1/1	△△文具	千葉県○○区…	
ロッカー	65,000	H26/2/1	××事務器	東京都○○区…	
その他の支出	1,980				
合計	119,980				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

㊸ 収支報告書の検算

(第14号様式)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,000,000		
(2) 光 熱 水 費	120,000		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	119,980		
(4) 事 務 所 費	800,000		
小 計	3,039,980	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2,000,000		
(2) 選 挙 関 係 費	1,200,000		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	4,700,000	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,000,000		
イ 宣 伝 事 業 費	500,000		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	3,000,000		
エ そ の 他 の 事 業 費	200,000		
(4) 調 査 研 究 費	100,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	200,000	200,000	
(6) そ の 他 の 経 費	1,000,000		
小 計	9,200,000	200,000	
合 計	12,239,980		

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

＜4＞ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載

法第19条の13第2項第4号に掲げる事項に係る監査

領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

⑭ 【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】

領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

⑮ 【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】

会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

（第15号様式）

支出の項目		金額	年月日	領収書を徴し難かった事情
項目	摘要			
光熱水費	水道料	25,000	H26. 1. 6	口座引き落としのため

政治団体の名称 ○○○○

会計責任者の氏名 △△ △△ 印

※上記徴難明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- ⑭ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載事項
- ⑮ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿との突合

(第13号様式)

2 支出簿

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
(2) 光熱水費	⋮				
	水道料	25,000	H26/1/6	〇〇市水道局	〇〇市…
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

②⑥ 【振込明細書の確認】

振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。

金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。

振込明細書には、一般に支出の目的が記載されていないため、振込明細書に係る支出目的書により確認する必要がある。

なお、右記載例の振込明細書には「カ) XXカメラ」に対する支出金額としての「取引金額¥102,600」のほかに、AA銀行への振込手数料として支払われる「手数料¥108」が記載されている。この「手数料」についてはそれ自体が支出の目的であるため、当該振込明細書をもって領収書等とすることができるものである。

振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。また、会計責任者が当該振込明細書に支出の目的を追記した場合も同様である。

②⑦ 【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。

②⑥ 振込明細書の確認

(銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
			26.10.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
		¥102,600	
手数料	残高		
¥108			
ご案内 BB銀行△△支店 当座 000000 カ)XXカマ様 ○○○○様から			
AA銀行			

※上記振込明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

②⑦ 振込明細書に係る支出目的書の記載事項

(第16号様式)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン購入代
政治団体の名称 ○○○○	

※上記振込明細書に係る支出目的書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑳ 【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】

会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。

(銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
			26.10.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
		¥102,600	
手数料	残高		
¥108			
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 カ)XXカマ様			
○○○○様から			
AA銀行			

※上記振込明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(第16号様式)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン購入代
政治団体の名称 ○○○○	

※上記振込明細書に係る支出目的書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

⑳ 振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合

(第13号様式)

2 支出簿

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
(3) 備品・消耗品費	パソコン代	102,600	H26/10/16	(株)XXカメラ	〇〇市××4-3-2
	振込手数料	108	H26/10/16	AA銀行	〇〇市△△町
	合計	102,708			
	⋮				
2 政治活動費	⋮				
(1) 組織活動費	飲料水代	525	H26/11/6	〇〇ストア	〇〇市〇〇町
	⋮				

(記載内容は研修用に事務局が作成した任意のもの)

⑳ 【領収書等を徴し難い事情】

「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。

領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認する。なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれないことに留意する（マニュアルV.4.(1)29）。

領収書等を徴し難い事情の具体例以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものがある場合

→72頁㉔参照

⑳ 領収書を徴し難い事情

★「領収書等を徴し難い事情」の具体例（マニュアルV.4.(2)31)

- ・ 香典・祝儀
- ・ 物品の無償提供などの金銭以外の支出
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
- ・ 振込みの方法による支出
- ・ 口座振替の利用

〈5〉 会計責任者等に対するヒアリング

○ 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである（マニュアルVI. 1. 1）。

併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである（マニュアルVI. 1. 2）。

○ ヒアリング事項

会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする（マニュアルVI. 2. 3）。

- (1) 会計処理方法
- (2) 支出項目の区分の分類
- (3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
- (4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならない（マニュアルVI. 2. 4）。

③〇 【会計処理方法】

会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。

会計処理方法に係るヒアリング事項は以下のとおり（マニュアルVI. 2. (1)8）。

- 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
- 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
- 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
- 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
- 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。

- ★ 会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。
- ★ 会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものである（マニュアルVI. 2. 5）。
- ★ 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならない、使用人等のみで行ってはならない（マニュアルVI. 2. 6）。

⑩ 会計処理方法

- ★ ヒアリングでは、まず、国会議員関係政治団体の会計処理方法についてヒアリングを行い、当該国会議員関係政治団体の会計処理の現状について把握する。

⑳ 【支出項目の区分の分類】

会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。

- 支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。
- 経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分し難いものについては、すべて事務所費に分類することとなる。したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。
- 複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。
- その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

㉑ 【領収書等の徴収漏れ又は亡失】

領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

㉒ 【人件費】

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

㉓ 【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。

③① 支出項目の区分の分類

- ★ 経常経費：政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
政治活動費：政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費

(Q & A)

Q レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。

A 支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。

なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。

③② 領収書等の徴収漏れ又は亡失

- ★ 領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した事実を確認するものに過ぎず、登録政治資金監査人において亡失等した事情が正当かどうかを判断する性格のものではない。

③③ 人件費

- ★ 人件費を確認できる書類が存在しない場合は、その旨政治資金監査報告書において記載することとなる（84頁⑩参照）。

③④ 高額領収書等のあて名

- ★ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、ヒアリングによっても当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることが確認できない場合は、支出年月日、支出金額、領収書等のあて名に記載されていた名称等を政治資金監査報告書において記載することとなる（84頁⑰参照）

③⑤ 【領収書等を徴し難い事情】

「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。

③⑥ 【経常経費のあん分】

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。

③⑦ 【他の政治団体に対する支出】

他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。

③⑧ 【公職選挙法に抵触する支出】

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている。

ただし、

- ア 政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合
- イ 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び公職選挙法第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内※にされるものを除く。）をする場合

は、この限りでない」とされている。

※ 一定期間の例

衆議院議員の総選挙…衆議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

参議院議員の通常選挙…参議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間

③⑤ 領収書等を徴し難い事情

- ★ 「香典・祝儀」「金銭以外の支出」「バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入」「振込みの方法による支出」「口座振替の利用」以外の理由が記載されていた場合はその内容について確認。

③⑥ 経常経費の按分

- ★ 監査人において、監査を行った事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのように按分しているかを会計責任者等に確認（マニュアルVI. 2. (4)17）。

③⑦ 他の政治団体に対する支出

- ★ 他の政治団体に対して支出を行った場合、当該支出を受けた政治団体においては当該支出を収入として計上することとなることについて確認（マニュアルVI. 2. (4)18）。

③⑧ 公職選挙法に抵触する支出

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

(3) 政治資金監査報告書の作成

〈1〉「あて名」などに関する記載

① 【日付】

登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。

前年に使った電子データを再使用した際の「年」の修正漏れ。

② 【国会議員関係政治団体の名称】

国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。

略称や正確でない名称の記載。前年に使った電子データを別団体用に再使用した際の修正漏れ（複数の政治団体を同一の登録政治資金監査人が監査している場合に多い事例）。

★ 国会議員関係政治団体の正式名称及び代表者の氏名は、政治団体の設立に当たって総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に届け出た名称及び氏名により記載すること。

※ 届出は規則別記第1号様式（政治団体設立届）による。

政治団体の名称は、「1 監査の概要（1）、（4）」及び「3 業務制限」にも出てくるので注意。

③ 【代表者の氏名】

国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。

代表者でない者の氏名の記載。前年に使った電子データを別団体用に再使用した際の修正漏れ。

※ 前年と同じ政治団体であっても代表者が交代している場合もあるので注意。

④ 【登録政治資金監査人の署名】

登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。

※ 氏名部分は自署するよう注意。押印も忘れずに。

(記載例)

政治資金監査報告書

平成×年×月×日 ①

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) ②
代表 〇〇 〇〇 殿 ③

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ④
登録番号 第 ×××× 号 ⑤
研修修了年月日 平成×年×月×日 ⑥

(以下略)

⑤ 【登録番号】

登録番号が記載されているか。

各士業における登録番号を記載していたケース。

⑥ 【研修修了年月日】

研修修了年月日が記載されているか。

登録政治資金監査人の登録を受けた日(登録年月日)を記載していたケース。

※ 政治資金監査研修修了証書に記載された研修修了年月日を記載すること。

第 9999 号

登録政治資金監査人証票

写 真	(氏名) 総務 太郎 昭和44年1月1日生 (登録番号) 第 9999 号 (法人又は事務所の名称) 総務会会計事務所 (所属事務所又は事務所の所在地) 東京都千代田区千代田 2-1-2
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記の者は、平成22年3月1日 総務政治資金監査人の登録を受けたことを証明する。

平成22年3月1日 金選正化委員会

政治資金監査研修修了証書

(氏 名) 総務 太郎
(登録番号) 第 9999 号

上記の者は、政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。

平成22年4月10日

政治資金適正化委員会
委員長 上田 廣

〈2〉 「1 監査の概要」に関する記載

⑦ 【定期分の根拠条文】

定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

政治団体の会計責任者は政治資金法第12条第1項に基づき、毎年12月31日現在の収支報告書を提出しなければならない。

定期分で、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」をすることを「平成×年に係る収支報告書」と根拠条文を記載していないケース

監査対象期間について、「平成×年×月×日から平成×年×月×日に係る」又は「前年に係る」などとするケース

※ 「平成×年×月×日から平成×年×月×日に係る」とする記載は平成22年9月のマニュアル改定前の記載例

⑧ 【解散分の根拠条文】

政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときの収支報告書の提出根拠は「政治資金規正法第17条第1項」。

⑨ 【政治資金監査対象書類】

政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)」と記載されているか。

政治資金監査の対象となる書類の記載。対象となるのは

ア 収支報告書 イ 当該収支報告書に係る会計帳簿 ウ 明細書

エ 領収書等 オ 領収書等を徴し難かった支出の明細書

カ 振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)

であり、このすべてについて保存の有無も含め監査を行うもの。

従って、当該部分については記載例のとおりすべての書類を列記すること。

(記載例)

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書⑦⑧のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）⑨について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書⑩について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所⑪において行った。

⑩ 【登録政治資金監査人の責任】

登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。

⑨と同様、書類の記載については記載例のとおりすべての書類を列記すること。

⑪ 【政治資金監査の実施場所】

政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。

やむを得ない事情により、主たる事務所以外で実施した場合の記載例

- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

※ やむを得ない事情については21頁<5>参照。

〈3〉 「2 監査の結果」に関する記載

○ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

⑫ 【(1) 保存対象書類】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。

実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、

- ・ 監査の結果、保存が確認できなかった書類を記載していたケース
- ・ 監査の結果、保存が確認できた書類を削除していたケース

⑬ 【(3) 収支報告書の支出状況】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。

(1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきなのに、異なる書類を記載していたケース

⑭ 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。

(記載例 1)

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。⑫
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。⑬
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。⑭

(※) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること(記載例2～4に同じ。)

例) 書類の一部が存在しない場合(会計帳簿、領収書等以外の書類が存在しない場合)

⑫ 【(1) 保存対象書類】

会計帳簿、領収書等の保存を確認した旨を記載(存在しなかった書類の削除)。

領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について存在しなかった旨を記載する。

⑬ 【(3) 収支報告書の支出状況】

収支報告書の支出状況が会計帳簿、領収書等に基づき表示されていた旨を記載((1)の記載と同一)する。

領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について存在しなかった旨の記載は不要。

⑭ 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった旨を記載する。

なお、「振込明細書に係る支出目的書」の記載中には「支出の目的が記載された振込明細書の写し」が含まれている※ことから、

「振込明細書に係る支出目的書」が存在しない場合でも「支出の目的が記載された振込明細書の写し」が存在する場合は

(1)において「振込明細書に係る支出目的書が保存されていた」旨を、

(3)において「収支報告書が振込明細書に係る支出目的書に基づいて表示されていた」旨を、

(4)において「振込明細書に係る支出目的書が会計帳簿に基づいて記載されていた」旨を記載することに留意すること。

※ 監査の概要

(1) 私は、(略) 当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(記載例1)

(会計帳簿、領収書等以外の書類が存在しない場合)

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。⑫

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。⑬

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。⑭

◎ 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び支出の目的が記載された振込明細書の写しのすべてが存在しなかった場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

◎ 領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかったが、振込明細書に係る支出目的書及び支出の目的が記載された振込明細書の写しの両方あるいはいずれかが存在した場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

◎ 領収書等を徴し難かった支出の明細書が存在したが、振込明細書に係る支出目的書及び支出の目的が記載された振込明細書の写しのいずれかが存在しなかった場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

○ 会計帳簿に記載不備がある場合

⑬ 【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】

支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。

(例) 「住所」に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、**住所の記載不備が一部に見られたものの**、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(第13号様式)

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
2 政治活動費	⋮				
(3) 備品・消耗品費	⋮				
	ロッカー代	200,000	平成〇年〇月〇日	〇〇事務機(株)	
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(記載例2)


2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、⑬当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇 様	
金 200,000円	
但しロッカー代として	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	埼玉県〇〇市〇〇
	〇〇事務機関



※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が当該指摘事項の補正を行った場合には、政治資金監査報告書において指摘する必要はない。

→上記⑬の記載は不要。

○ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

● 「(別記)を除き、」の記載

会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合は、「2 監査の結果」において「私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。」旨記載する。

⑮ 【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】

領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、(別記)が記載されているか。

領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載する必要がある。

⑯ 【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、(別記)が記載されているか。

支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）

※ 人件費で領収書等を紛失した場合には、領収書等亡失等一覧表ではなくここで記載する。

⑰ 【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】

収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、(別記)が記載されているか。

(記載例 3)

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」⑮
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)⑯
- (3) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの⑰
(××月××日・××費・××××円)
・ 領収書等のあて名に記載されていた名称
〇〇〇〇〇〇

○ 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合も政治資金監査は行われることとなる。

⑫ 【(1) 保存対象書類】

保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。

支出がなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しないにもかかわらず、記載例1～3のように、支出があったことを証明する書類が保存されていたと記載されていたケース

⑬ 【(3) 収支報告書の支出状況】

収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。

支出がない以上、支出に係る書類は会計帳簿のみであり、収支報告書の記載の基となるのは会計帳簿であるにもかかわらず、収支報告書が会計帳簿のほか、領収書等の存在しない書類に基づいて記載されていたとしたケース

⑭ 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかったにもかかわらず、当該書類が会計帳簿に基づいて記載されていたとしたケース

(記載例 4)

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。⑫

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。⑬

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。⑭

＜4＞ 「3 業務制限」に関する記載

⑮ 【業務制限】

記載例に従って業務制限について記載されているか。

「OOOOと私達との間には」として記載し、国会議員関係政治団体と使用人等との関係に関する記載を省略していたケース

※ ただし、使用人等を使用せず、複数の登録政治資金監査人により政治資金監査を行った場合であれば上記記載で可。

政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

なお、政治資金監査の業務を補助した使用人等がなかった場合には、「また」以下の記載は不要。

(記載例)

3 業務制限⑮

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(4) その他の留意事項

① 書類の整理

- 「領収書等の写し」の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくい事例

② 書類の作成

- 政治資金監査報告書記載例と全く異なる政治資金監査報告書が作成され、選管等に提出されていた事例
- 収支報告書について、パソコンソフトを活用して作成した際に、文字の変換ミスがあった事例
- 収支報告書に報告対象期間外（前年又は翌年）の支出を計上していた事例

③ 書類の提出

- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 収支報告書様式（その 16）「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」等、支出項目別金額の内訳の添付漏れがあった事例
- 領収書等の写しの印影が薄くて判読出来ないものが添付されていたり、収支報告書に計上されていない領収書等の写しが添付されていた事例
- 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要がない書面が収支報告書に添付されていた事例

④ 監査後の対応

- 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、あらかじめ会計責任者等に伝えておくこと。
- 会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後生じた事情とは、以下のとおりである。
 - ・領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合
 - ・収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合

- ★ 領収書等の適切な整理・保存について、例えば支出項目別・年月日順に分類・整理して編さんするなど、会計責任者等に対して助言することが適当。
- ★ 領収書等写し又は振込明細書の写しを提出する場合は、規則第9条第5項により、支出の項目ごとに分類して提出しなければならないこととされている。

- ★ 政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会ホームページに掲載されている記載例をダウンロードするなどして記載例に則した作成を行うこと。
- ★ 会計帳簿等の関係書類から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく正しく転記されているかどうかを確認すること。

- ★ 提出漏れが発生しないよう会計責任者等に対して助言することが適当。

- ★ 書類を適切に保管するよう会計責任者等に対して助言することが適当。

- ★ 会計責任者等に対して、提出時における選管等からの不備の指摘の有無等について報告を求めておくことが適当。
- ★ 収支報告書の提出後に生じた事情により、事情変更後の支出全体の状況又は収支報告書の訂正内容について、会計責任者等から登録政治資金監査人が確認を求められた場合は、通常の政治資金監査と同様の方法により確認を行い、その結果については「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

- ★ 収支報告書自体には変更がない場合は「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」による報告を行う。
- ★ 収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合は「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」による報告を行う。

○「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」

○「訂正に係る政治資金監査報告書」

○ 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等（誤字・脱字）により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の対応

※ 会計責任者において政治資金監査報告書の見え消し・追記等による訂正を行うことは適当ではない。

○「訂正願」

○「訂正後の政治資金監査報告書」

⑤ 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用

○ 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

○ 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

- ★ 通常の収支報告書の様式で表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」としたもの
- ★ 当該訂正箇所について確認したとする「訂正に係る政治資金監査報告書」
- ★ 登録政治資金監査人が訂正理由及び訂正箇所を明らかにした「訂正願」に「訂正後の政治資金監査報告書」を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた会計責任者が総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正後の政治資金監査報告書を提出することが適当である。
- ★ 登録政治資金監査人において訂正理由及び訂正箇所を明らかにした書面
- ★ 「訂正願」の別添
「訂正願」により訂正した部分に下線を引いた政治資金監査報告書
- ◎ 「訂正に係る政治資金監査報告書」及び「訂正願」については政治資金適正化委員会ホームページ中「政治資金適正化委員会による見解一覧」からダウンロードできるもの。
- ★ 103 頁「7 参考資料(2)」参照。
- ★ 109 頁「7 参考資料(3)」参照。

6 演習問題

これまでの研修内容を踏まえ演習を行ってみましょう。

(1) 政治資金監査について

以下は国会議員関係政治団体であるA山B夫政治経済研究会（代表：A山B夫）の平成26年に係る政治資金監査において同団体から確認のため提出された書類（備品・消耗品費に係るもののみですべて）です。

政治資金監査においては保存書類の確認や会計帳簿の記載、収支報告書の表示、領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載について確認することとなっていますが、ここでは実際に①会計帳簿、②領収書等、③収支報告書について保存書類の確認、会計帳簿との突合等を行い、誤りについて指摘してみましよう。

監査は監査人のほか、使用人数名により実施したものとします。

なお、①会計帳簿、②領収書等、③収支報告書の記載内容はいずれも研修用に事務局が作成したものです。

① 会計帳簿

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(3)備品・消耗品費	1 飲料水代	525	H26. 1. 6	スーパー◇◇	〇〇市◇◇3-5-6
	2 デジタルカメラ代	60,480	H26. 4. 25	㈱XXカメラ	〇〇市××4-3-2
	3 椅子代	21,000	H26. 5. 9	㈱〇×家具	〇〇市〇×2-2-4
	4 文房具代	10,000	H26. 8. 20	□□事務用品㈱	
	5 雑誌代	260	H26. 9. 3	▽▽書店	〇〇市▽▽5-4-1
	6 パソコン代	102,600	H26.10.12	㈱XXカメラ	
	7 文房具代	4,536	H26.11.18	△△事務器㈱	〇〇市△△1-1-3
	8 封筒代	32,000	H26.12.10	〇〇印刷㈱	〇〇市〇〇9-2-5
	合計	231,401			

② 領収書他（この順番で編纂されていた）

領収書 1

領収書
A山B夫政治経済研究会 様 平成26年11月18日
<u>4,536-</u>
但 文房具代
上記の金額正に領収いたしました
△△事務器㈱
〇〇市△△1-1-3

領収書 2

領 収 書
A山B夫政治経済研究会 様 平成26年8月20日
10,000-
但 文房具代
上記正に領収いたしました
□□事務用品㈱

振込明細書

《AA 銀行自動サービス》
ご利用明細

年 月 日
H26. 10. 12

銀行 支店 口座番号
XX XX XXXXXX

お取引金額
¥102,600

手数料 残 高
¥108 ¥XX,XXX,XXX

ご案内
BB 銀行 △△支店 当座 000000
か)XXカラ 様へ
AヤマB 株式会社 イケキョウイ 様から

領収書 3

領収書
様
32,000—
但 封筒代
12月10日上記正に領収いたしました
〇〇印刷(株)
〇〇市〇〇9-2-5

領収書 5

平成 26 年 4 月 25 日
領収書
A山B夫政治経済研究会 様
60,480—
但 デジタルカメラ代
上記正に領収いたしました
(株)XXカメラ
〇〇市××4-3-2

領収書 4

スーパー◇◇
〇〇市◇◇3-5-6
TEL XXX-XXX-XXXX
領 収 書
H26. 1. 6 16:33

お茶 ¥105
お茶 ¥105
お茶 ¥105
お茶 ¥105
お茶 ¥105
合計 ¥525
(内消費税等¥ 25)

③ 収支報告書

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
デジタルカメラ代	60,480	H26. 4. 25	(株)XXカメラ	〇〇市××4-3-2	
椅子代	21,000	H26. 5. 9	(株)〇×家具	〇〇市〇×2-2-4	
文房具代	10,000	H26. 8. 20	□□事務用品(株)		
パソコン代	102,600	H26. 10. 12	(株)XXカメラ		
封筒代	32,000	H26. 12. 10	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇9-2-6	
その他の支出	5,321				
合計	231,410				

(2) 政治資金監査報告書について

以下は国会議員関係政治団体であるA山B夫政治経済研究会（代表：A山B夫）から「(1) 政治資金監査について」（P94 及び P95 参照）における政治資金監査を経て、平成 27 年 5 月に提出された政治資金監査報告書（解散に係るものではない）です。

記載の誤りについて指摘してください。

政治資金監査報告書

平成 27 年 5 月 12 日

A山B夫研究会

代表 A山 B夫 殿

登録政治資金監査人 総 務 太 郎

登 録 番 号 第 XXXX 号

研 修 終 了 年 月 日 平成 22 年 4 月 10 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、A山B夫研究会の平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、A山B夫研究会の従たる事務所（埼玉県〇〇市〇〇町 1-2-3）において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

A山B夫研究会と私達との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上

(3) 演習問題解答

① 「(1) 政治資金監査について」の解答

○ 保存書類の確認

ア 会計帳簿について

「4 文房具代」、「6 パソコン代」について備考欄に支出を受けたものの住所が記載されていない。

会計責任者に確認のうえ会計帳簿に記載するよう依頼。

イ 領収書1について

問題なし。

ウ 領収書2について

問題なし。

エ 領収書3について

あて名が記載されていない。

会計責任者にヒアリングにおいて確認、今後発行者に記載してもらうよう助言。

支出年が記載されていない。

当該領収書に係る請求書等で確認できれば記載不備とは扱わない。

確認できない場合は領収書等亡失等一覧表（以下「亡失等一覧表」という。）の作成を依頼。

オ 領収書4について

印字が汚れにより一部が読み取りにくいいため、適切に保存するよう依頼。

カ 領収書5について

収入印紙が未貼付（平成26年4月1日以降、5万円以上の領収書に貼付義務）。

キ 振込明細書について

使途が記載されていない（振込明細書に係る支出目的書又は会計責任者による支出目的の追記が必要）。

住所については会計責任者に確認のうえ会計帳簿に記載するよう依頼。

ク 領収書等の編纂について

領収書等について年月日順に分類・整理して編纂するよう助言。

○ 会計帳簿の記載（支出簿と領収書等の突合）

ア 1 飲料水代について（領収書4と突合）

飲料水の支出項目を確認（飲食物は一般に大会費や行事費など「組織活動費」が多い）。

イ 2 デジカメ代について（領収書5と突合）

突合に問題なし。

- ウ 3 椅子代
領収書が未添付のため亡失等一覧表作成を依頼。
 - エ 4 文房具代について（領収書2と突合）
領収書2に支出を受けた者の住所が記載されていないため、住所については会計責任者に確認のうえ会計帳簿に記載するよう依頼。
 - オ 5 雑誌代について
領収書が未添付のため亡失等一覧表の作成を依頼（1万円以下でも必要）。
 - カ 6 パソコン代（振込明細書と突合）
支出の目的については振込明細書に係る支出目的書又は会計責任者による振込明細書への支出目的の追記により確認。
住所については会計責任者に確認のうえ会計帳簿に記載するよう依頼。
また、振込手数料（108円）が記載されていないため、会計責任者に確認のうえ記載漏れならば記載するよう依頼（事務所費に計上している場合もある。）。
 - キ 7 文房具代について（領収書1と突合）
突合に問題なし。
 - ク 8 封筒代について（領収書3と突合）
領収書3に支出年が記載されていないため、当該領収書に係る請求書等で確認。
確認できない場合は亡失等一覧表の作成を依頼。
- 収支報告書の表示（収支報告書と支出簿の突合）
- ア デジタルカメラ代について
突合に問題なし。
 - イ 椅子代について
突合に問題なし。
 - ウ 文房具代について
1万円以下のため収支報告書への明細の記載は不要（「その他の支出」へ含める。）。
 - エ パソコン代について
住所については会計責任者に確認のうえ収支報告書に記載するよう依頼。
 - オ 封筒代について
住所の転記ミス（正 ○○市○○9-2-5→誤 ○○市○○9-2-6）。
 - カ その他の支出
本来、文房具代もここに入れる。
振込手数料について備品・消耗品費に計上するのであれば同じくここに入れる。
 - キ 合計額について
合計額の転記ミス（正 231,401→誤 231,410）。

② 「(2) 政治資金監査報告書について」の解答

○ あて名等について (74 頁「「あて名」などに関する記載」参照)

- ア あて名が正式名称 (A山B夫政治経済研究会) でなく A山B夫研究会になっている。
- イ 自署でない。
- ウ 押印がない。
- エ 「研修修了年月日」が「研修終了年月日」。

○ 監査の概要 (76 頁「「1 監査の概要」に関する記載」参照)

※ 「1 監査の概要」(1) 及び(3)の書類名については記載例のとおりすべて記載すること。

(1) について

- ア 監査対象の政治団体名が正式名称でなく A山B夫研究会になっている。
- イ 監査対象年が「平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日」になっている。

(2) について 特になし。

(3) について 特になし。

(4) について

- ア 政治団体名が正式名称でなく A山B夫研究会になっている。
- イ 従たる事務所で実施した理由が記載されていない。

やむを得ない事情 (例えば主たる事務所において監査を行うにはスペースが不足している場合) により、主たる事務所以外で実施した場合の記載例は以下のとおり。

「この政治資金監査は、政治資金監査党の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると総務太郎が判断したため、政治資金監査党の従たる事務所 (〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地) において行った。」

○ 監査の結果 (78 頁「「2 監査の概要」に関する記載」参照)

※ 「3 監査の結果」(1)、(3) 及び(4)の書類名については保存 (表示、記載) されていた書類名のみ記載するものであること。また、(1) 及び(4)については存在しなかった書類があった場合はその旨記載すること。

椅子代、雑誌代についてヒアリングの結果、「亡失等一覧表」がある場合は一行目の記載を「私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。」とし、別記として「別添の「領収書等亡失等一覧表」」を記載する (P85 参照)。

(1) について

保存書類について「会計帳簿、領収書等、振込明細書」となっているが、この「振込明細書」は「支出の目的が記載されていない振込明細書」であるため、「振込明細書に係る支出目的書を作成してもらうか、あるいは振込明細書に支出の目的を追記してもらう（支出の目的が記載された振込明細書）こととなる。

また、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」が存在しなかったため、(1)の記載は以下のとおりとなる。

「法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、政治資金監査党に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。」

(2) について

記載不備の内容が未記載。

「(1) 政治資金監査について」における監査結果（「4 文房具代」及び「6 パソコン代」）からすれば「住所の記載不備が一部に見られたものの」となる。

(3) について

ア (1) と書類名が不突合（明細書）。

イ 「振込明細書」関係の記載について「(1) について」参照。

(4) について

「(1) について」により、記載は「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった」となる。

○ 業務制限（88頁「3 業務制限」に関する記載）参照）

※業務制限については、監査人及び監査業務を補助した使用人が法令やQ&Aなどの業務制限（18、19頁参照）に該当しないか確認のうえ記載すること。

ア 政治団体名が略称になっている。


イ 使用人に係る記載が明らかでない（「私達」となっている。）。

「政治資金監査党と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、政治資金監査党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。」

7 参考資料

(1) 政治資金適正化委員会ホームページ



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

ご意見・ご質問 English カタログ請求 サイト内 検索サイト

ここに検索語句を入力

総務省トップ > 組織案内 > 審議会・委員会・会議等 > 政治資金適正化委員会

政治資金適正化委員会

- ▶ 概要
- ▶ 委員名簿
- ▶ 会議資料
- ▶ 規程等
- ▶ 政治資金監査マニュアル
(政治資金監査に関する具体的な指針)
- ▶ 政治資金監査チェックリスト
- ▶ 政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト
- ▶ 政治資金監査に関するQ&A
- ▶ 政治資金適正化委員会による見解一覧
- ▶ 登録政治資金監査人の登録・変更等について(申請書類)
- ▶ 政治資金監査に関する研修について
- ▶ 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
- ▶ 登録政治資金監査人の登録一覧
- ▶ 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について
- ▶ 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
- ▶ なるほど！政治資金(政治資金制度の紹介ページ)
- ▶ 国会議員関係政治団体の収支報告の手引
- ▶ 総務大臣届出分の政治資金収支報告書
- ▶ 現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿

概要

新着情報

2015年3月17日	平成26年度第6回政治資金適正化委員会
2014年2月16日	平成25年度第5回政治資金適正化委員会
2014年1月4日	平成25年度第4回政治資金適正化委員会
2014年9月16日	平成25年度第3回政治資金適正化委員会
2014年7月1日	平成25年度第2回政治資金適正化委員会

[過去の開催情報へ](#)

登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ

2015年4月1日	平成27年度の政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施概要及び日程表を掲載し、寄付を随時しました。
2015年4月1日	平成27年度の政治資金監査に関する研修(研究会)の日程表を掲載し、寄付を随時しました。
2014年6月2日	政治資金監査に関するQ&Aを更新しました。
2014年5月9日	政治資金監査実務に関するフォローアップ研修(実務向上研修)のうち、東京会場(1回目)(10月2日実施予定)については、募集定員を超過しました。たくさんのお申し込みをありがとうございました。なお、再受講研修は空きがございます。引き続きお申し込みをお待ちしております。
2014年3月28日	平成25年度第6回政治資金適正化委員会において、下記事項が発表・決定されました。(同委員会資料1-1及び1-2) (1)政治資金適正化委員会における取組及び研修(研修)についての取組と効果(2)政治資金適正化委員会における取組及び研修(研修)の日時についての取組と効果(3)
2013年6月12日	政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)を更新しました。
2013年6月12日	政治資金監査に関するQ&Aを更新しました。

[掲載の取組内容へ](#)

設置根拠

政治資金規正法第19条の29

所掌事務

政治資金規正法第19条の30

委員

1. 人数：5人(政治資金規正法第19条の31)
2. 選任：学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命(政治資金規正法第19条の32)
3. 任期：3年(政治資金規正法第19条の33第3項)
4. 委員長：委員の互選によって委員のうちから選任(政治資金規正法第19条の33)
5. 委員名簿

事務局

政治資金適正化委員会事務局(政治資金規正法第19条の36)

「会計帳簿・収支報告書作成ソフトのダウンロード」及び「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」へは、こちらをクリックします！

なるほど！政治資金はこちらをクリック

国会議員関係政治団体の収支報告の手引はこちらをクリック

総務大臣届出分の政治資金収支報告書はこちらをクリック

現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿はこちらをクリック

※「なるほど！政治資金」は、政治資金制度を紹介するページです。

-102-

(2) 政治資金監査チェックリスト

政治資金監査チェックリスト

番号	項目	Yes	No	該当なし
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	【明細書の保存】 明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	【領収書等の保存】 領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】 領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第2号に掲げる事項				
7	【領収書等の記載事項】 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【会計帳簿の記載事項】 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	【明細書の記載事項】 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当なし
11	<p>【会計帳簿と明細書との突合】 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	<p>【会計帳簿と領収書等との突合】 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	<p>【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ↓ 15	<input type="checkbox"/>
14	<p>【人件費】 領収書等(当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。)又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ 33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	<p>【領収書等亡失等一覧表の記載事項】 人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項(支出を受けた者の氏名及び住所(収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。)並びに当該支出の目的、金額及び年月日)が記載されているか。 ・領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出 ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、13による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの</p>	<input type="checkbox"/> ↓ 32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
16	【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	【会計帳簿を備えていること】 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	【事務所】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 37	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	【寄附等】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 38	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第3号に掲げる事項				
21	【収支報告書の記載事項】 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第4号に掲げる事項				
24	【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】 領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	【振込明細書の確認】 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	【領収書等を徴し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会計責任者等に対するヒアリング				
30	【会計処理方法】 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当なし
31	<p>【支出項目の区分の分類】 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	<p>【領収書等の徴収漏れ又は亡失】 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	<p>【人件費】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	<p>【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	<p>【領収書等を徴し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	<p>【経常経費のあん分】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	<p>【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
38	【公職選挙法に抵触する支出】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、 これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていない ことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) 政治資金監査報告書チェックリスト

政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項目	確認	該当なし
基本的な確認			
1	【日付】 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
2	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
3	【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
4	【登録政治資金監査人の署名】 登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。	<input type="checkbox"/>	
5	【登録番号】 登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
6	【研修修了年月日】 研修修了年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
1 監査の概要			
7	【(1) 定期分の根拠条文】 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【(1) 解散分の根拠条文】 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【(1) 政治資金監査対象書類】 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

番号	項 目	確認	該当 なし
10	<p>【(3) 登録政治資金監査人の責任】</p> <p>登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
11	<p>【(4) 政治資金監査の実施場所】</p> <p>政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1））

2 監査の結果			
12	<p>【(1) 保存対象書類】</p> <p>会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
13	<p>【(3) 収支報告書の支出状況】</p> <p>会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</p> <p>領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	

番号	項目	確認	該当なし
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

② 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））

2 監査の結果			
12	【（1）保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	【（2）会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	【（3）収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
15	【（4）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
3 業務制限			
16	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））

番号	項目	確認	該当なし
2 監査の結果			
12	<p>【（1）保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
13	<p>【（3）収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p>【（4）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
15	<p>【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<p>【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	<p>【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】 収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	確認	該当 なし
3 業務制限			
18	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

④ 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（4））

2 監査の結果			
12	【（1）保存対象書類】 保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	【（3）収支報告書の支出状況】 収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	【（4）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	